

議第二百二十三号

令和三年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和三年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金六五、二六七、七八五円を次のとおり処分するものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 三四、六一一、一六四円
- 二 減債積立金の積立て 三〇、六五六、六二一円